



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることば凡て本欄に於て紹介す  
 △道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は留意なく質問あらん事を望む

道路法ニヨル路線認定處分ト行政訴訟

道路法ニ依ル路線ノ認定處分ニ對シテ直ニ行政訴訟ヲ提起スルハ同法ノ認許セサル所ト解スルヲ相當トス

(六年第百號六、一一一、一三二日宣告)

判決

東京市本郷區東竹町三十三番地

原告 横田將實  
 辯護士 布施辰治

外三名

法令

東京府知事

被告 長谷川久一

訴訟代理人東京府屬

淺川雄男

右當事者ノ昭和六年第一〇〇號市道路線認定告示取消請求ノ訴訟理判決スルコト左ノ如シ

主文

本訴ハ之ヲ却下ス、訴訟費用ハ原告ノ負擔トス

事實

東京市長ハ同市本郷區湯島六丁目地内ニ市道路線ヲ認定シ昭和五年十一月一日附同市告示第四五五號ヲ以テ之カ告示ヲ爲シタル處原告ハ右路線ノ認 許ヲ不當トシ被告ニ訴訟シタルニ被告ハ同六年二月五日付ヲ以テ原告ノ訴訟ヲ却下スル旨ノ判決ヲ爲シタリ原告ハ之ニ不服ニシテ本訴ニ及ヒタルモノナリ

原告主張ノ要旨ハ(一)被告ハ原告ノ訴訟ハ訴訟法第九條第一項ニ依リ之ヲ却下スヘキモノナル旨裁決シタルモ本件市道路線ノ認定ハ當然道路法ノ適用ヲ受クヘキ東京市長ノ行政處分ニシテ同法第五十三條第五十七條及第五十八條ニ依リ訴訟及行政訴訟法ハ共ニ許サルヘキモノナルヲ以テ之ヲ却下シタル被告ノ裁決ハ失當ナリ

(二)本件路線ハ先ニ特別都市計畫法第五條ニ依ル土地區劃整理施行ノ際同法所定ノ認可、審問諮問及決議ヲ經テ事業認定ノ告示ヲ了シタルモノナルヲ以テ更ニ再ヒ本件市道路線ノ認定告示ヲ爲シタルハ上級行政機關ガ合法的ニ遂行シタル事業ニ付下級行政機關ニ於テ重複無用ノ行政處分ヲ爲シタルニ歸シ不法ナリ(三)都市計畫法第十條ニ依レハ都市計畫區域内ニ於ケル市街地建築物法ニ依ル地域又ハ地區ノ指定、變更又ハ廢止ヲ爲ストキハ都市計畫ノ施設トシテ之ヲ爲スヘシトアルヲ以テ都市計畫區域ナル事明白ナル本件路線敷地ニ於テ東京市長カ路線ノ認定告示ヲ爲シ道路ヲ施設スルハ本條文ヲ無視シタル不法アリ(四)特別都市計畫法第七條、同法施行令第一條、第二十五條及第二十六條ニ依レハ本件路線ノ敷地ハ國ノ所有地ニ編入セラレタルモノナリ既ニ國ノ所有地ニ編入セラレタル道路敷地ニ對シテ東京市長カ路線ノ認定告示ヲ爲スハ不當ナリ(五)市道路線ノ認定ハ市道路線ノ豫定線カ事實上及法律上一切ノ路線實施ノ障礙ト爲ルヘキ者ナキニ至リタル後ニ非スンハ之ヲ爲シ得サルモノトス然ルニ東京市長ノ認定シタル本件路線ニ付テハ法律上ノ問題トシテハ現ニ行政訴訟トシテ當廳ニ繫屬中ニ屬シ(昭和二年第二〇九號土地區劃整理換地豫定地變更取消事件)又事實上ノ問題トシテハ現ニ原告所有ノ工作物存在シ路線ノ實施ヲ不能トスル實情ナルヲ以テ本件市道路線ノ認定ハ所謂豫定路線ヲ實施路線ト認定シタル不法アリ而シテ斯クノ如ク違法ナ

ル東京市長ノ本件路線ノ認定處分ニ因リ原告ノ右地上ニ存スル借地權及建物所有權ハ侵害セラレタルヲ以テ本件東京市長ノ處分及被告ノ裁決ハ何レモ失當ナルニ因リ之ヲ取消ス訴訟費用ハ被告ノ負擔トストノ判決ヲ求ムト言フニ在リテ立證トシテ甲第一號證ヲ提出シタル被告答辯ノ要旨ハ(一)路線ノ認定ハ道路法第五十七條ニ所謂管理者ノ處分ニ非サルノミナラス路線ノ認定處分ニ因リ何等原告ノ權利ヲ毀損シ又ハ利益ヲ侵害シタルモノニ非サルヲ以テ是亦訴訟事項「土木ニ關スル事件ニ該當セス」從テ路線ノ認定處分ニ付テハ法律勅令ニ依リ訴訟ヲ提起シ得サルモノナルヲ以テ本件訴訟ヲ却下シタル被告ノ裁決ハ違法ニ非ス(二)道路法第十一條第十三條及第十四條ニ所謂路線ノ認定トハ行政廳ニ於テ將來道路ト爲ルヘキ路線ニ屬スル道路ヲ一定ノ種類即チ國道、府縣道、市道又ハ町村道ト爲ス行政行爲ニシテ右路線ノ認定ニ依ル管理者定マリ(道路法第十七條)次テ其ノ路線ノ道路ノ區域ヲ決定シ道路ノ新設ヲ爲シ、供用ノ開始ヲ爲シテ始メテ道路ナル營造物ヲ創設スルモノナルヲ以テ(同法第十九條、第二十條及同法施行令第十一條)道路ノ設備ヲ爲シタル後ニ路線ノ認定ヲ爲スモノナリトノ原告ノ主張ハ失當ナリ之ヲ要スルニ原告ノ請求ハ理由ナキニ因リ原告ノ請求相立タス訴訟費用ハ原告ノ負擔トストノ判決ヲ求ムト言フニ在リテ甲號證ノ成立ヲ認メタリ

理 由

道路法第五十八條ニハ「本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得」トアルヲ以テ同條ニ依ル行政訴訟ノ提起ハ權利毀損ヲ條件トスルモノナルコト明ナリ然ルニ同法ニ依ル道路ノ路線ノ認定處分ハ單ニ將來道路トナルヘキ路線及其ノ種類ヲ定メ又ハ既設ノ道路ノ種類ヲ變更スルニ止リ道路ノ施設若ハ供用開始等ヲ爲スモノニ非サルカ故ニ該處分ニ因リテ直ニ權利毀損ノ結果ヲ來スヘキニ非ス從テ該處分ニ對シテ直ニ行政訴訟ヲ提起スルハ同法ノ認許セサル所ト解スルヲ相當トス然レハ原告ノ本訴ハ不適法ニシテ之ヲ却下スヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

行政裁判所第三部

裁判長

評定官 三宅 德業

評定官 島村他 三郎

評定官 村上 恭一

評定官 福山龜太郎

評定官 山口嘉夫

質 疑 應 答

答 道路法第六條は道路の公法的支配權に對し道路構成物件の所

有權其の他私權の關係を規定したもので、即ち公法的支配權の限界を私權の制限の方面より觀察して規定したものと解する。

河川法に於ては河川並其の敷地若は流水は私權の目的となることを得ずと規定してゐるのであるが、斯様に公物上に私法上の權利を認めざる場合は別として、然らざる場合に於ては、公物に付て

も所有權其の他の私權は存在し得べきもので、(國が買収したる場合は國が民法上の所有權者)唯公物が一定の公の目的に供せられてゐる結果として其の目的を害せざる範圍に其の行使を制限せら

るゝものである(通説)然るに此の狀態に於ては公物の支配は或

は私法の領域に於て或は公法の領域に於て行はるゝことゝなり兩

法の領域を如何に分界し併存せしむべきか不明とならざるを得ない、即ち公物の目的を害せざる限度に於ては、原則として其の所

有權に基く支配を許さるべきが故に、公物の用途又は目的を妨げ

ざる限度に於て、其の一部箇所(例へば法敷)の使用又は收益を

爲さしむる場合、之が權利の設定は所有權の行使として爲さるべ

きか、公法的支配權の行使として爲さるべきか不明となる、故に

道路法は第六條の規定を設け、道路構成物件の上に於ける私權行

使の限度を明確にする一面、私法上の支配を極度に制限して完全

なる道路の公法的支配權を確立したものと解すべきである。

(藤村藤治)

問 道路法第六條の趣旨に付説明ありたし(研究生)